

平成二十五年四月十日発行
皇學館論叢第四十六卷第二号 抜刷

室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋輝季について

伊藤信吉

室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、

千秋輝季について

伊藤 信吉

□ 要 旨

千秋輝季は足利義輝・義昭に仕えた室町幕府奉公衆で後に明智光秀に従軍して討死を遂げた戦国時代の武将である。熱田大宮司家の千秋氏は室町幕府奉公衆でもあったが、室町時代後期には千秋高季・晴季・輝季と続く奉公衆流と季国以降の大宮司流に分家した。千秋高季は平野社務・平野（下部）兼永の子、即ち神道家・吉田兼俱の孫に当たる晴季を養嗣子とし、その晴季の子が輝季である。千秋輝季の研究を通じ、熱田大宮司家一門の幕府奉公衆勤仕の結末を明らかにすると共に室町時代末期の幕臣の一研究としたい。本稿では編年史料の作成や、輝季の諱・年齢・官途・親族関係等の輝季に関する基礎的考察を行い、編年史料集を用いた年譜的研究は改めて別稿を記したい。

□ キーワード

熱田大宮司 奉公衆 千秋輝季 清原氏 上泉信綱 「永祿六年諸役人付」

一、はじめに

千秋輝季についての先行研究は少なく専論は見当たらない。平安～戦国時代の熱田大宮司の基礎的研究を行った藤本元啓氏でも奉公衆三番衆千秋氏の一例として「足利義輝の申次として『千秋左近将監輝季』がみえ、『輝』の一字を冠していることは、足利将軍との緊密な関係を窺わせられよう」こと等その存在を指摘するに止まる。⁽¹⁾ 染谷光廣氏は足利義昭家臣から明智光秀家臣へと移行した元幕臣達の一例として千秋輝季を挙げているが、輝季の動向自体は文書一例と、足利・織田の対立に際し織田方の明智光秀に従軍して討死した二点を挙げるのみである。⁽²⁾ 以上を踏まえて輝季の父・晴季（入道月齋、以下晴季・月齋を併用）の研究を主題とした拙稿⁽³⁾（以下「拙稿」は全て注（3）論文）において、晴季の大凡の動向や晴季・輝季の父子関係を含む親族関係について明らかにしたが、輝季については研究の余地を多く残した。

室町幕府奉公衆の諸研究だけでなく、⁽⁴⁾ 近年の戦国期の奉公衆研究でも輝季について詳しいものは殆どないが、⁽⁵⁾ 幕臣・三淵藤英と輝季の交流・一族関係について金子拓氏の考察がある。⁽⁶⁾ また新陰流兵法の上泉信綱と「千秋刑部」との演武等の交流が知られているが、この「千秋刑部」が実は千秋輝季であることも含め、輝季の人物像は兵法史の研究からは正確に把握されていない。⁽⁷⁾ よって千秋輝季についての基礎的研究を行いたい。

二、「千秋輝季編年史料集」の人物比定

先ず輝季の官途・名乗から本論末の「千秋輝季編年史料集」（以下「編年史料集」）の各史料が輝季の記事であることを確認する。輝季の初見は史料【2】（以下、【1】内に編年史料集の番号を示す）の「藤輝秀」（藤原輝秀）叙爵の記事と考える。『歴名土代』には永祿元年の叙爵以後「藤輝秀」の名が無く、逆に「千秋藤輝季」は元龜元年の従五位上昇叙の記録【12】があつて、従五位下叙爵の記事がないこと、千秋刑部少輔家の通字「季」と「秀」の字体が似ていることから、【2】の「輝秀」は輝季と考える。この時既に將軍・足利義輝の「輝」の偏諱を冠しており、官途の記載はない。続いて永祿二年～四年の間のある時期の義輝近習を記す「貞助記」⁹には千秋月斎の名は記載されず千秋氏は「千秋次郎」一人が【3】、永祿四年には將軍近習として「千秋次郎」が記録され【5】、父晴季（月斎）が引退し輝季が出仕したことや輝季は叙爵後も暫く無官であつたことがわかる。

永祿六・七年の一時期の義輝の近習・奉公衆を記す「永祿六年諸役人付」の「申次」に「千秋左近將監輝秀」【7】が記録されこの時点で左近將監に任じられていたことがわかる。父・晴季は叙爵時に左將監であつたが（拙稿）、輝季は叙爵より五年以上遅れての任官であつた。これらの記録を補う形で『言繼卿記』の「千秋次郎」【6】「千秋左近」【8・9】「千秋刑部少輔」【13】の記録と編年史料の輝季の官途の変遷が一致しており、同時に千秋「次郎」「左近」「刑部」が記録されず、「千秋次郎」の初見以前に剃髪して「千秋刑部入道」と『言繼卿記』に記載された晴季（拙稿）との混同も見られないので、編年史料集の『言繼卿記』の千秋氏は輝季のことと言える。『兼見卿記』の「千秋刑部」も討死の記録【38】と『歴名土代』「千秋藤輝季」討死の記録【12】から同一人物であり、『国賢卿記』の「千刑」も

「千秋刑部少輔」の略であり輝季である。以上史料【1】を除き編年史料集は千秋輝季一人物の史料集であることを確認した。

三、千秋刑部少輔家の通字について

輝季の諱について考察を行う前に千秋刑部少輔家の通字「季」「範」について考えたい。この通字は、尾張氏が世襲した熱田大宮司職を同氏の外孫として継承した藤原季範の諱に因むと考えられる。「熱田大宮司千秋家譜」⁽¹⁾を見ても季範の子孫達の諱に多く用いられている。その中で足利尊氏の時代に活躍した千秋高範以来の家系（奉公衆・熱田大宮司・刑部少輔）は【高範―経季―満範―持季―勝季―政範―高季―晴範】と続き、高範以前は【季氏―女子―高範】となるので、季氏そして足利尊氏に仕えた高範以来義輝・義昭に仕えた輝季まで、持季と勝季、晴範が当初晴季と称したことを除き「季」「範」が交互に名付けられている。同家譜の藤原季範流の他の系統を見ても「季」「範」を冠する諱は多いが、「季」と「範」をほぼ交互に名付けた系統は見られない。

同家譜によると室町後期～戦国時代に、熱田大宮司を世襲する千秋季国（但し、季国は大宮司代）の系統は【季国―季通―季平―季光】と「季」を上の子に冠して他家の偏諱を受けないのに対し、奉公衆・千秋刑部少輔家は大宮司家の「季」「範」の通字に足利將軍家より拝領した偏諱を冠した。千秋刑部少輔家は奉公衆・大宮司という家職の両方を諱で表現していたとも言える。晴季・輝季は熱田大宮司ではないが、刑部少輔家の伝統と足利將軍家への近習を以て「晴季（晴範）」、「輝季」と称したことは特徴的である。

四、千秋晴季の改名と「輝季」の命名

『歴名土代』によると晴季は、天文十七年二月三日の正五位下昇進を契機に「晴範」に改名したとされるが、それ以外の史料から「晴範」の諱を確認できず、『言継卿記』では天文二十二年でも「晴季」と記されていることを理由に拙稿・本稿共に便宜上「晴季」「月斎」の名を用いている。そもそも「晴季」の名乗は養父・千秋高季も認めていたものと思われるが、その上で養子である晴季が正五位下昇叙に際し態々改名した事は、家例の「季」「範」の交互の名乗を（曾祖父勝季以来は確実に交互）、改名により実現したと考えられる。持季・勝季・晴季の例外から、交互の名乗は絶対的ではなかったにも関わらず、何故その時期に改名したのであろうか。

一つは藤原氏（北家閑院流）である今出川晴季の存在である。今出川晴季（初名・実維）は天文十四年一月に正四位下叙位、十一月に晴季と改名し元服・昇殿、天文十七年一月に十歳で従三位に列した。⁽¹³⁾すると天文十四年十一月の今出川晴季改名・元服以降、五位以上の有位者に千秋（藤原）晴季と今出川晴季の氏名である「藤原晴季」の同氏同名（但し、今出川家は藤原北家・千秋家は南家）の二名が存在したことになる。天文十七年一月には今出川晴季が公卿となり、その約一月後の正五位下叙位（天文六年以来の昇叙）の頃の晴季の改名は、昇叙を契機として同氏同名を避けつつ千秋家の家例に従ったものではないかと推測する。

もう一つは、晴季の子息・輝季の誕生である。後述する様に、輝季は天文十七年の段階では既に誕生しており且つ幼児・童子であった可能性が高い。輝季もまた永祿元年の叙爵時には「輝季」と称して「輝範」と称していない点から、天文十七年に改名した「晴範」が、家例に則り義輝の偏諱と千秋家の通字から「輝季」と命名したのであろう。

以上の様な複合的な理由で晴季は改名に至ったと推測するが、それは「輝季」命名に至る背景であつたと言ひ換える事も出来よう。

五、足利將軍家の偏諱授与と千秋刑部少輔家

続いて刑部少輔家歴代と足利將軍家の偏諱について考えたい。その偏諱の対応は次の様に考えられよう。

足利【高氏（尊氏）】 義満 義持 義勝 義政 義高（義澄） 義晴 義輝（義藤）

千秋【高範】 経季 — 満範 — 持季 — 勝季 — 政範 — 高季 — 晴季（晴範） — 輝季

経季を除く歴代当主は各將軍の偏諱を授与されているが、足利義詮・義量・義教・義尚・義植・義栄・義昭の偏諱は受けていない。これは代々継承される奉公衆千秋家の当主がどの將軍に偏諱授与を受けたか、換言すれば一字拝領の契機を何時迎えたかという点に理由を求めることができよう。晴季の場合は足利義晴・義輝・義昭に仕えたが、義晴の「晴」の一字を冠すると、続いて義輝（初名義藤）に仕えても、「晴」の字が優先され、「藤」「輝」の偏諱は授与されなかつた。これは先代の將軍の諱が尊重されると共に、譜代であることの表現でもあつたと考えられ、この様な偏諱授与の契機の時期的な理由・問題が挙げられる。もう一点は足利義政と義尚、義植と義澄、義昭と義栄の対立等における千秋氏の動向と偏諱との関連であり、これは今後の研究課題となる。

偏諱授与の契機は、諱に関わる元服儀礼や家督継承、將軍への奉公・勲功による褒賞、希望者からの申請等一様ではなからう。千秋氏の諱を見ると、特に室町幕府武家儀礼の形成期にあつた足利義満¹⁵の偏諱を冠する満範以降も歴代將軍の偏諱を拝領しており、足利將軍家・奉公衆千秋家の夫々の家督継承・家職の世襲の中で、時々事情はありな

がらも常に主従関係が継続された結果、刑部少輔家当主は何れかの將軍（或いは奉公すべき將軍家の人物）の偏諱を代々拝領し続けたものと考ええる。

以上を踏まえ晴季・輝季父子の名乗・官途に注目したい。輝季の父・晴季は叙爵の段階で「晴季」と称しており、叙爵時での年齢は十五歳前後と推測される（拙稿）。輝季も叙爵の段階で偏諱を拝領しており【2】、諱からみて元服は済ませていると推測される。父晴季の場合は叙爵の際には左將監に任官しているが（拙稿）、輝季は永祿元年の叙爵【2】の記事以降、永祿六・七年頃に左將監に任官されるまでは【7・8】、【3・5・6】を称し無官であったことから、輝季は若くして「輝」の字を拝領したものと考える。すると將軍の改名を考慮することは、拝領の契機が元服であった場合は偏諱拝領者の年齢を推測する手がかりとなる。

例えば千秋高季の高的字は足利義高（義澄）の一字と考えられるが、義高は明応二年（一四九三）四月二十八日に叙爵・元服し義遐と称し、同年六月二十九日に義高と改名、その後文亀二年（一五〇二）七月二十一日義澄と改名している。すると高季への偏諱授与は明応二年六月二十九日～文亀二年七月二十一日の間となり、この間に元服等の契機があったと考えられる。足利義藤が義輝と改名したのは天文二十三年（一五五四）二月のことであり、永祿元年（一五五八）十二月の叙爵時には輝季と称した【2】から、この間に輝季への偏諱授与があった。義輝の初名義藤の偏諱を受けた近習は細川藤孝・三淵藤英・一色藤長等があり、特に藤孝は元服の際に偏諱を受けている。¹⁷「藤季」ではなく「輝季」と称したことは、輝季が義輝の改名後に偏諱拝領の契機を得たということである。後述する様に永祿元年の叙爵後【2】直ちに輝季が義輝に出仕しなかったことを考えると、出仕始めや勲功による偏諱拝領とは考えにくく、父の例に従えば輝季も永祿元年の叙爵には十代であったと推測されるので、命名に関わる元服儀礼に際しての偏諱授与が想定されよう。

六、千秋輝季の年齢について

「御室之兒」について

次に輝季の生没年・年齢について考察を行いたい。その前に考察が必要と思われるのは、史料【1】の「奉公千秋」と記録された「御室之兒」である。以前拙稿では「御室之兒」を輝季の子と考えていたが、宴席に列する程であるから、同じ永祿元年に叙爵する輝季よりも晴季の子とする方が妥当と考える。輝季の初見は【2】以降であるので、この「奉公千秋」は山科言継と親交のあった千秋晴季（但し永祿元年四月には剃髪している）と推測する。また輝季討死の後、父・月齋が病没した際、『兼見卿記』に「彼流悉断絶」と記されたことから（拙稿）、輝季に千秋家継嗣が無かったことを推測させる。よって「御室之兒」は晴季の子と訂正したい。

さて、史料【1】の会には「青連院御兒」「御室之兒」といった門跡寺院の兒が参列しているが、日記の筆者・言継が「奉公千秋子」の「子」と「兒」を使い分けている点からも、「兒」は児童、特にこの場合は寺院の稚兒と考える。細川涼一氏は中世の寺院の稚兒につき「出家得度して寺院に籍を置く正式の僧侶となる」例、「武家の子弟で稚兒として寺院に入った後、元服・加冠して俗人の成年男子となる」例、「人身売買にも等しい形で僧侶に稚兒男色の対象として身柄を買得され、生涯を童形で通す（略）寺院に籍を置く出家ではない形で遁世する」例を挙げる。武家子弟の例として大乘院尋尊に童形で仕えた愛千代丸は、十四歳で初参し文明十二年に「おそらくは父の指田掃部丞が遁世したことを契機として、十九歳で元服し指田泰九郎（九郎兵衛）信次」を名乗り、翌年には父の跡を継いで大乘院門跡領の荘官となった侍身分の子であり、武家の子弟から稚兒となって寺院に仕え元服して成人男子となる事と謡曲

「経正」との類似を指摘する。⁽¹⁸⁾

千秋晴季が弘治二（一五五六）年一月十二日（永禄元年（一五五八）四月十三日の間に剃髪したことを拙稿で明らかにしたが、永禄元年四月には晴季が剃髪していること、同年十一月の足利義輝の帰京、同年十二月に輝季が叙爵し既に義輝の偏諱を拝領していること【2】、それが天文二十三年の義輝の改名以前に遡らないこと、前述の武家子弟の元服・還俗からの類推も総合すると、剃髪した父の後継として御室の稚児が元服し、それを契機に義輝の偏諱を拝領し「輝季」と名乗って叙爵したと考えることは可能である。仮に稚児が輝季であった場合、輝季の申次職就任は、門跡寺院で稚児として貴人に仕えた経験に由来するとも考えられる。但し他にも晴季の子息はいるので、あくまでその可能性が十分にあるという指摘に止めたい。

輝季の年齢推定

輝季及び後述する輝季夫人の年齢を考察する為に別表1を作成した。父・晴季の年齢については、実兄の年齢、晴季の官途・動向から大永三年（一五二三）に十五歳頃でその前後幅は五歳以内と推定した（拙稿）ので、対比しながら輝季の年齢も考察したい。

輝季の初見は叙爵の記事【2】であり、義輝上洛後の永禄元年末以降その活動が知られる【2】。それ以前については、晴季と一時家が隣り同士であった山科言継の『言継卿記』ですら輝季らしき人物の記録は見当たらない。天文十九年に晴季が義輝に従って籠城するに伴い、晴季が「女房衆」の安全を隣人・山科言継に託しているが、この時にも輝季らしき人物の記録は無いので、まだ輝季は誕生していないか「女房衆」に含まれる様な童子であったか、御室の稚児となっていたことが考えられる。もし参戦・留守を預かることが可能な年齢であれば何かしら記録があつて然りである。やはり永禄年間前半が輝季の活動の初期と位置づけられようから、輝季の初見・永禄元年を中心に輝季

永禄												元龜			天正																		慶長		寛永	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	11	19	5				
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	1606	14	28				
53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76													
																							○													
23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35																								
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																								
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25																								
63	64	65	66	67	68																															
42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71							
			○												○	○																				
33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	78?						
23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	68?						
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	48	56	70				
23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46													
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41													
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36													
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	63	71					

輝季、三好邸御成に参列

輝季・申次初見

業賢享年六十八歳「系」

輝季従五上・刑部少輔

輝季討死（享年は不詳）

教重正五下「歴」

教重没（享年不詳）「歴」

晴季（月齋）没 享年不詳／月齋後室

枝賢没 享年七十一歳「系」

平野長治没、享年不詳「寛」

平野長泰没・享年七十一歳「系」

3、各系図の人物については別表3に拠った。参考の為に挙げた史料の略号は「寛」「寛永重修家譜」、「歴」「歴名士代」、「公」「公卿補任」、「系」「系図纂要」である。

4、千秋家の動向・官途については、本論（輝季）及び拙稿（晴季）参照。拙稿に於いて晴季の年齢については大永三年の叙爵時に十五歳前後（誤差は最大で前後五歳以内）と推測したので、享禄3年を22歳と仮定した。

の年齢を考察したい。そこで別表1で永禄元年時点での輝季の年齢を①二十歳、②十五歳、③十歳の五歳間隔に仮定し、実際の輝季の官途・動向と比較していくが、その前に十五歳の意味について見直しておきたい。

中世社会に於いては十五歳（又は十六歳）を契機として社会的責任を負う成人男子として見做される例が多いとされ、寺院社会における稚児の出家も元服と同様の十五歳を契機とし、十五歳を過ぎても垂髪稚児姿の者は「大児」と呼ばれた事、寛正三年（一四六二）の東寺の評定で、児童垂髪が十一歳から十三歳で出家する傾向に対して十五歳以後とすべきだという評定があった²¹という様に、成年・未成年の境目と目されていたことを確認しておく。

表1 千秋家・清原家年齢推測表

年号		享祿		天文																												弘治		
年	西暦	3	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	1	2	3	1	2	3		
西暦	1500	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60		
千秋	晴季	22?	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52		
	晴季室																																	
	輝季①										1?	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
	輝季②											1?	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
輝季③																						1?	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
清原	兼賢	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62		
	枝實	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41		
	日信																																	
	教重																																	
	藤信																																	
	長治①	2?	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
	長治②										1?	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
	長時																																	
	長景																																	
	長泰																																	
刑部室①											1?	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
刑部室②																1?	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
刑部室③																					1?	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
今中氏室																																		
國賢																																		

晴季従五上・刑部少輔
枝實従五下〔歴〕

晴季「女房衆」、教重従五下〔歴〕
兼賢、良雄に改名〔公〕
晴季正五下・晴範と改名

二月、足利義隆、義輝と改名〔公〕

「節朔衆千秋」記録される
晴季剃髪、御室稚児、輝季叙爵
↔この間に晴季剃髪し月斎と号す
晴季剃髪

凡例：1、生没年に関する史料がある人物については、その年齢を太字で記した。○印は何らかの史料があることを示す。
2、参考の為の「推測の年齢」については、「1?」という様に「?」を記して生没年のわかる人物の年齢と区別した。推測の生没年については①～③の様に何種類かの例を挙げた。

例①は輝季が晴季三十一歳の時に誕生、天文十九年の晴季籠城に際しては十二歳であり元服前の童子として「女房衆」と記されたとも或いは御室稚児となっていたとも考えられる。足利義輝の輝季への偏諱授与が元服を契機とした場合、それは天文二十三年の義輝改名以前に遡らない。輝季の活動が永祿初年からしか確認できないことから、年功・勲功の褒賞は考えにくく細川藤孝同様の元服を契機とするのが妥当であろう。すると天文二十三年以前に十六歳以上の成人男子たる年齢に達していたとは考えにくい。その頃の『言継卿記』に輝季らしき人物の記録が無いことが傍証となろう。また「御室之兒」が輝季であった場合、永祿元年では二十歳の大稚児となり、輝季がその様な境遇となる理由も考えにくく

い。①の場合の官歴は左將監任官が父は十五歳頃、輝季は二十五歳、刑部少輔任官は父が三十歳頃、輝季は三十二歳となる。刑部少輔就任はほぼ同じながら、左將監就任の年齢が十年近く遅いことから、①はほぼ上限と考えられよう。次に例③は、永祿元年時に十歳と仮定するが、晴季の剃髪や義輝の上洛に合わせて早めに元服・出仕したと考えても、永祿六年～七年に十五・六歳で重要な申次職に、二十二歳で千秋家の極官・刑部少輔に任じられたことになり、父晴季の同職就任（三十歳頃）に対してかなり早い。また十歳の子に晴季が剃髪して家督を譲渡したとも考えにくく、③の例は輝季の誕生年の最下限と考えて良からう。

その上で①③の間・②の例を見ると、天文十九年の籠城時には七歳の童子であり、「女房衆」に含まれたとも、稚児であったとも考えられる。義輝改名の天文二十三年には十一歳であり、晴季に養育されていたとも御室で稚児となっていたと考えても、十五歳未満であり元服していなくとも不自然ではない。そして永祿元年に世間一般では成人男子と見做される年齢である十五歳と仮定し、永祿元年四月以前の晴季の剃髪が後継者の動向に連動していると考えれば、それに前後しての輝季の元服（十五歳前後）続く義輝入京後の叙爵と考えられる。更に一連の史料に沿えば、晴季が剃髪を契機に御室に預けた稚児が十五歳を以て元服・還俗し輝季と称して叙爵の後、やがて義輝へ奉公した可能性もある。稚児と輝季が同一人物ならば「大稚児」のことを考慮すると、②例は妥当であると同時にほぼ下限であると言える。

輝季の生年・年齢について史料を明示できなかったが、傍証と推論を重ねた結果、その生没年は①③例を上下限とし②の例が妥当と考える。よって千秋輝季の②例を基準に天文十三年年頃の誕生で、叙爵が十五歳頃、左將監・申次就任が二十歳頃、中御門氏を通じて自ら奏請した従五位上・刑部少輔昇進が二十七歳頃、討死が三十歳頃と推測し、この推測の年齢は前後すること五歳の幅で収まるものと考ええる。輝季が三十歳前後で討死したことは、後述する様に

輝季夫人が輝季と離別後に「早世」したことに対比でき、輝季もまた若くして死去したことを連想させる。以上、確実ではないものの大凡の年齢は輝季の生涯を辿っていく上で参考となろう。

七、幕府における役職について

義輝・義昭期における人事異動について

輝季の幕府内の職歴で早期のものは奉公衆二番衆【3】節朔衆【4】である。詳細は後述するが、永禄二年～四年頃の足利義輝の家臣録「貞助記詰衆五番組」【3】（以下「貞助記」）には既に剃髪した晴季（月斎）の名はなく「千秋次郎」（輝季）が記載され世代交代を窺わせる。

この「貞助記」とほぼ同時期の幕臣の歴名と考えられる史料が『室町家日記別録』の中に記載される「当時御相伴衆」～「右筆方」の部分である（以下、この該当部分を「別録」と表記²²⁾。本史料は足利將軍歴代の諸役人名簿の寄せ集めであり、該当部分（「別録」）の歴名が何時頃の内容を示すかについては、尼子晴久の動向から天文二十年十一月～永禄三年十二月とする説²³⁾や天文二十一年～永禄二年とする説²⁴⁾があり、また木下聡氏は尼子晴久の修理大夫就任、御供衆の三好筑前守（三好長慶が御供衆から相伴衆となるのが永禄三年一月）、御部屋衆の三淵弾正左衛門（三淵藤英の弾正左衛門の初見は永禄元年）、一番衆の本郷大夫判官の官途から（本郷信富であれば、検非違使となるのが永禄二年一月）、その内容は天文末から永禄初め頃の記録と推定され、特に永禄元年十二月に三好氏と和睦した足利義輝上洛による幕府体制の再編を想定し、上洛の翌年・永禄二年頃の記録と推測する²⁵⁾。

そこで筆者が『別録』の内「当時五箇番衆」の人員構成を別表2に纏めた結果、『別録』には千秋晴季（月斎）、輝

季父子の記載が無いことが判り、千秋父子が一時期義輝に出仕していなかったことを窺わせる。木下氏の指摘する様に永禄二年一月～三年一月の期間のある時期の歴名であれば、『別録』における晴季（月齋）の不記載は寧ろ晴季の剃髪による引退を傍証している。²⁶ 輝季の初見である叙爵は【2】義輝の入京に連動していると推測するが、『別録』が義輝上洛後の翌年・永禄二年初め頃の幕府人事とすると、輝季の不記載は叙爵後直ちに義輝に出仕しなかったものと理解できる。よって『別録』における千秋父子の不記載は、剃髪して隠居した月齋と、叙爵したものが出仕前の輝季の状況を表していると理解する。次に義輝二番衆として「千秋次郎」（輝季）が記録される「貞助記」は、今谷明氏によると「詰衆」の記述や各番衆の人数が十名前後という状況や「永禄六年諸役人付」との比較から、本郷信富が大夫判官を称する永禄二年一月二十日を上限とし、『三好亭御成記』に記載される初井兵部少輔と同一人物と推測される初井兵部丞の初見・永禄四年三月が下限となるという。²⁷ その構成人員の概要も別表2に纏めた。

以上の先行研究では『別録』は永禄二年初め頃の義輝の幕府人事と目されるもの、史料上指摘できる最も狭い範囲では永禄二年一月～永禄三年一月の間の時期での名簿で、「貞助記」は永禄二年一月～永禄四年三月のある時期の名簿と言える。『別録』の下限は御供衆の三好長慶の動向が根拠であり、「貞助記」は『別録』に対比すべき御供衆の記録はなく詰衆のみの記録となる。その官途が注目される「本郷大夫判官」「初井兵部丞」共に『別記』『貞助記』両史料とも記載されており、詰衆だけの比較では現在明らかにされている範囲において『別録』と「貞助記」の示す幕府人事の新旧は不明と言わざるを得ない。本稿では輝季に関連し若干ではあるがこの点を考察しておきたい。

別表2により総人員を比較すると、『別録』が五十五名「貞助記」が五十一名である。人事異動に注目すると、『別録』と「貞助記」の所屬が一致する者は引継を期待されたであろう八名のみで、『別録』では少人数であった四番衆は総替えという大幅な人事異動であった。また『別録』が結城氏を除き同名字の者は所屬する番が同じであるのに対

表2 『室町家日記別録』と「貞助記」の比較

	室町家日記別録		貞助記	
	人名	所属	同一と思われる人物	それ以外の人物
一番衆	本郷大夫判官	二階堂山城守		
	曾我又次郎	高伊予守	安威兵部少輔	有馬治部少輔
	楠葉近江守	曾我又次郎	安東藏人	飯川猿松
	角田采女正	本郷大夫判官	飯河弥九郎	伊勢次郎左衛門尉
	本郷虎猿	三上藤三郎	石谷兵部大輔	海老名次郎
	曾我又太郎	結城七郎四郎	市民部少輔	千秋次郎
	結城七郎四郎	海老名次郎	一色小太郎	細川彦四郎
	松任知弁法師	初井兵部丞	岩室治部少輔	山名源三郎
	竹藤左京亮	片岡与五郎	宇治大路越中守	
	岩室治部少輔	清次郎	大草三郎左衛門	
10名	10名			
二番衆	片岡大和守	有馬治部少輔	小田右京亮	
	後藤治部少輔	小田孫三郎	小田孫三郎	
	安威兵部少輔	一色小太郎	水主兵庫助	
	飯河弥九郎	二階堂七郎	片岡大和守	
	大草三郎左衛門	千秋次郎	片岡与五郎	
	沼田上野介	田村刑部大輔	狩野左京亮	
	沼田三郎左衛門	狩野左京亮	清四郎	
	結城七郎	角田采女正	清次郎	
	沼田弥四郎	大草三郎左衛門尉	久世弥九郎	
	片岡与五郎	岩室治部少輔	高伊予守	
安東藏人		小坂孫次郎		
西部縫殿助		後藤治部少輔		
12名	10名			
三番衆	真下式部少輔	楠葉近江守	下津屋佐渡守	
	杉原兵庫助	石谷兵部大輔	進士修理亮	
	小林民部少輔	能勢左馬助	進士源十郎	
	矢嶋治部少輔	市民部少輔	杉原兵庫助	
	二宮五郎	安威兵部少輔	杉原与七郎	
	橋本与五郎	小林民部少輔	曾我又次郎	
	杉原与七郎	矢嶋中務丞	曾我又太郎	
	矢嶋中務丞	小坂孫次郎	高林新三郎	
	宇治大路越中守	沼田弥四郎	竹藤左京亮	
	松田小十郎	水主兵庫助	田村刑部大輔	
10名	10名			
四番衆	高伊予守	細川彦四郎	楠葉近江守	
	石谷兵部大輔	伊勢次郎左衛門尉	二階堂七郎	
	二階堂七郎	本郷源三郎	西部縫殿助	
	下津屋越前守	安東藏人	二宮五郎	
	田林刑部大輔	片岡大和守	沼田上野介	
		真下式部少輔	沼田三郎左衛門	
		矢嶋次郎	沼田弥四郎	
		竹藤右京進	沼田弥四郎	
		能勢左馬助	能勢左馬助	
		橋本与五郎	橋本与五郎	
	小田右京進	本郷大夫判官		
5名	10名			
五番衆	一色小太郎	山名源三郎	真下式部少輔	
	狩野左京亮	結城七郎	松田小十郎	
	小田右京亮	曾我又太郎	松田小十郎	
	市民部少輔	曾我又太郎	三上藤三郎	
	久世弥九郎	後藤治部少輔	水上弥兵衛尉	
	進士源十郎	松田小十郎	初井兵部丞	
	小田孫三郎	高橋新三郎	矢嶋治部少輔	
	能勢左馬助	真下九郎	矢嶋中務丞	
	進士修理亮	飯川猿松	結城七郎	
	三上三郎	沼田	結城七郎四郎	
18名	11名			
計	55名	51名		

・「別録」の「五箇番當時祇候衆」のみを一覧表とし、御相伴衆他は割愛した。
 ・「別録」原本の「木郷」「橋木」「榎葉」「結城」を「本郷」「橋本」「榎葉」「結城」に、「[衛]」を「[予]」「[衛]」に改めて表記した。
 ・網掛けは所属の異動の無かった者、※は同名字の者。

し、「貞助記」では下津屋氏の例外を除き別々の番に所属させている(例 小田・片岡・清・進士・杉原・曾我・沼田・矢嶋)。両史料の歴名の前後関係が判明すると、各一族同士の集合・分散という人事の意図が明らかとなる。何れにせよ永禄二〜三・四年の間に番衆(詰衆)の大幅な改編があった様である。

ではその前後関係は如何であろうか。注目すべきは「貞助記」がほぼ各番十名の均等な編制に対し「別録」は四番衆が五名で五番衆が十八名という不均等な編制であることについてである。「貞助記」の均等な編制を、「別録」の不均等な編制にしたとは考えにくく、「別録」の不均等を是正して「貞助記」の均等な人員に再編したものと推測される。また「別録」「貞助記」共に四番衆は誰一人一致しないので、「貞助記」の四番衆が事情(辞職・死去等)によって大幅に減員したという推測は成り立たない。よって人数編制だけを見ると「別録」が先、「貞助記」が後の歴名と思われる。

次に番衆各個人について検証を行いたい。千秋輝季は「別録」の番衆にも申次衆ほかにも全く記載がなく、「貞助記」では二番衆に記載される。輝季は足利義輝上洛直後に叙爵しており【2】、永禄二年十月十三日には「節朔衆千秋」が記録されている【4】。実名は記載されないものの、「別録」「貞助記」共に月斎(晴季)の記載がなく「貞助記」に輝季のみ記載されることは、奉公衆千秋家は晴季から輝季に世代交代していたものと考えられるから、確実ではないが「節朔衆千秋」を輝季と見ると、輝季が記載されない「別録」は永禄二年十月十三日以前のもの、即ち永禄二年一月〜永禄二年十月十三日のある時期の歴名と推測される。「貞助記」については輝季が節朔衆と二番衆を兼ねたと見ると、その状況を表していると言えよう。輝季の動向から見ると「別録」が先、「貞助記」が後の歴名と考えられる。他の人物について見ると「別録」「貞助記」共に同一人物と思われる者の官途・通称は大凡一致し、両史料がかなり近い時期の幕臣名簿であったことを窺わせる。矢嶋治部少輔と矢嶋次郎については、八省輔と無官という大きな格

差から矢嶋氏内の世代交代とも考えられるが、『別録』の「竹藤左京亮」「小田右京亮」が「貞助記」では「竹藤右京進」「小田右京進」と記載されており、『別録』が先の成立と仮定すると、本来では五位相当の亮から六位相当の進に降格しており疑問が残る。また永禄四年三月の義輝の三好邸御成の走衆・進士源十郎(28)が『別録』に記載があり「貞助記」に記載が無い点、両歴名の人員の加除も少ない点も疑問が残る。

以上を総合すると、『別記』と「貞助記」は永禄二年～三・四年のかなり近い時期の幕臣名簿と言え、両名簿の前後関係は全体的な人数編制や千秋輝季の動向から、今のところ『別録』が遅くとも永禄二年十月十三日以前の歴名で「貞助記」より古い歴名と考えるが、竹藤・進士の例など疑問も残るので確定はできない。後述する「永禄六年諸役人付」も含めて永禄の義輝幕臣衆の各人物の事例研究を進めて、各史料を再検討する必要がある。永禄二年～四年頃の足利義輝による組織再編の中、累代三番衆であった千秋刑部少輔家も当主・輝季が二番衆に編制され、後に申次に抜擢されるに至ったのである【7】。

義輝が弑逆されて後の千秋氏の動向は不明であるが、左記の様に義昭期の歴名から千秋月斎共々父子で三番衆に復帰していることがわかる【10】(29)。

三番

杉原興三

真下式部少輔晴英

千秋左近将監

飯川治部少輔秋共

(中略)

千秋月斎

父・千秋月斎(晴季) 共々三番衆に名を連ねる「千秋左近将監(輝季)は、飯川秋共の横に小さい字で記され、真下・杉原の記載方法と同様である。この飯川秋共は清原宣賢の子で義晴奉行衆の清四郎の子と推測され、義昭の奉公衆を経て後に一雨斎妙佐と号して細川幽斎の食客となり長岡姓を与えられた人物で慶長五年に逝去している。(30)」すると秋共は清原宣賢の庶流の孫、後述の様に宣賢の孫娘(業賢息女)の夫が千秋輝季と考えられるので、輝季と秋共は

室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋輝季について(伊藤)

親類縁者であった。吉田兼見の石清水八幡宮清祓の警護一件【17】は、月齋が取次、義昭は細川藤孝に下命、その後飯川秋共・千秋輝季等が集合しており、親類の協力で進められていることがわかる。奉公衆番帳の輝季・秋共の記述方法の意図は不明ながら二人が親類であったことを指摘できる。

この様に義輝・義昭政権において輝季の役職は 義輝二番衆・節朔衆（累代の三番衆より異動）↓ 義輝申次 ↓ 義昭三番衆（父子出仕）と変遷しており、三番衆に固定され当主一人が出仕する千秋刑部少輔家の家例から見るとこの時期は異例であったと言えよう。

節朔衆について

史料【4】では亥子節句の日に「節朔衆千秋」が記録される。前述の世代交代や、史料【3・5】からも「節朔衆千秋」は輝季であろう。節朔衆は節句・朔日に將軍に参賀を行うという殊遇された人々であり、「長祿二年以来申次記」には「番頭并節朔衆」として「一色阿波守。小笠原。中條。結城。千秋。三上。檜葉等。」を挙げ、³¹「年中定例記」でも同様に「外様衆一番二番の番頭。小笠原。千秋。結城。三上。檜葉。上地院。御目にかゝる。^{是節朔の衆也。}」と、節朔衆千秋氏が將軍参賀を行ったことを記している。³²「三職・御相伴衆・国持衆・准国持・御供衆・番頭・節朔衆等は、他のいわゆる奉公衆以下的一般武家衆と区別され、さらに階層的な序列も生じ、席次や御対面の作法をはじめ、衣服、乗物、持ち物、書札札、その他にも、格式による規定がなされていた」という様に、³³節朔衆は通常の奉公衆よりは高位を得て殊遇されており、輝季もまた特別な地位にあったと考えられる。

申次職について

輝季の申次職就任の初見は史料【7】である。但し永祿四年の足利義輝の三好邸御成に関する史料【5】に「是は臺之御通也。千秋次郎左へおさめられ候へど。依無案内臺取不申退出也。已後上民あげられ申候也。」と記され、輝

季が儀礼において所作をしていることがわかる。「臺」については「納める」「取る」「上げる」等から献上品等の品を載せる台と考えられ、「上民」（上野民部大輔・御供衆）の所作からも、恐らく將軍やその周辺人物の御前での儀礼であったと考えられる。確實ではないもののこの時既に輝季が申次であった可能性を指摘しておきたい。さて、輝季以外で千秋刑部少輔家より將軍申次職となった者は管見の限り見当たらない。異例の申次職就任の理由は、当時の幕府人事の事情に基づくものであろうが、以下の類例を参考に義輝と輝季の共通性に注目したい。

例えば足利義尚は和歌を通じて二階堂政行や奉公衆の河内宏行・杉原賢盛との関係を深めており、特に二階堂政行の評定衆就任の一因にこの和歌の交流が推測されている。⁽³⁴⁾ 熱田大宮司諸家においても、足利義尚は星野政茂を熱田大宮司に補任（後に人事問題が浮上する）、長享元年（一四八七）には將軍申次職に任命しており「星野氏は足利尊氏・義教・義尚といった個性ある將軍に個人的に取り入ることによって、大宮司職の獲得を実現した」という西島氏の指摘がある。⁽³⁵⁾ 星野加奈氏はこの主従関係を更に具体的に検討し、大宮司・申次の人事だけでなく、政茂は義尚の歌会に度々参仕し時には講師役を務めたという義尚と政茂の歌壇における交流を指摘している。⁽³⁶⁾

義輝が武芸に熟達したことは知られるが、輝季もまた新陰流の祖・上泉信綱と演武を行っている様に武芸に習熟していたらしく【13・15】⁽³⁷⁾ 廻って義輝に仕えた時期でも兵法に関心があったのではないかと考える。但し、兵法における義輝と輝季の関係を示す史料を提示できないので、両者が兵法の同好であったであろうことを推測するに止まる。前述のように輝季が御室稚児であった場合は、門跡寺院での貴人に伺候した経歴が評価されたものとも考えられる。

御祈祷奉行について

幕府の御祈祷奉行については、「殿中申次記」によると正月十一日の御祈始めに際して千秋高季と思われる「千秋刑部少輔」に太刀が下賜されていること、天文四年に晴季が足利義晴室の懷妊に伴い「御祈祷奉行」に任じられたこ

とから、少なくとも御祈禱に関する役職を高季・晴季が世襲していた（拙稿）。近年、木下聡氏により翻刻・紹介された「室町幕府申次覚書写」天文十五年一月十六日条に「千秋刑部少輔ハ御祈はしめにより御対面云々」とあり、天文十五年に至っても幕府御祈禱に関わっていることがわかる。しかし輝季の幕府御祈禱に関する史料は管見の限り見当たらない。

八、千秋輝季の官途から見た「永祿六年諸役人付」

幕臣の歴名・「永祿六年諸役人付」の記載内容が実は足利義輝家臣（前半部分）【7】と足利義昭家臣（後半部分）【10】の二種に分れていることは長節子氏により明らかにされ、続く黒嶋敏氏の再検討により後半部分については内容がより詳細に特定されると共に、義輝の後継者を自負する將軍未任官時の義昭が義輝期の番帳に類似した義昭の番帳を連続して記させたという歴名作成の意図が推測されている³⁸。

本稿の検討対象・「光源院殿当参衆并足輕以下衆覚、永祿六年五月日」の表題以下の前半部分の内容は、長氏によると確実なもので永祿二年四月一日（大館晴光の陸奥守就任）～永祿七年二月七日（一色輝喜の淡路守の初見）の間に限定でき、更にこの歴名は義輝側近の松田盛秀・上野信孝両名の不記載から両名の動向・死去（共に永祿六年）を手掛かりに、確実ではないが永祿六年正月六日～同七年二月七日の義輝家臣衆の状況を示しており、表題の「永祿六年五月」はこの期間に含まれ且つ反証する史料が発見されないので、前半部分は永祿六年五月における義輝側近の歴名と仮定されるという。

さて、千秋輝季は当初千秋次郎と称し義輝の二番衆として仕え「永祿六年諸役人付」（前半部分・義輝期）の時点で

は申次として「千秋左近将監輝秀」【7】と記載されている。千秋次郎の記述は史料【3・5・6】とあり『言継卿記』は永禄六年七月十二日に「千秋次郎」【6】、永禄七年六月一日には「千秋左近」【8】を記録しており、千秋次郎輝季の左将監任官はこの一年未満の期間である。すると「永禄六年諸役人付」に「千秋左近将監輝秀」【7】と記載される以上、その内容は「千秋次郎」の最後の記録である永禄六年七月十二日が上限、前述の如く永禄七年二月七日が下限となり「永禄六年諸役人付」の前半部分は永禄六年七月十二日～永禄七年二月七日迄の約半年間のある時期の義輝近臣歴名と考えられる。結果、長氏も指摘する「光源院」という義輝薨去（永禄八年）後の情報が含まれる「光源院殿当参衆并足輕以下衆寛、永禄六年五月日」という表題・文言は「永禄六年五月日」の部分に反証する史料が発見され、表題には益々疑問が持たれる。ただ本稿では、千秋輝季の官途から歴名の前半部分が、「永禄六年五月日」ではなく永禄六年七月十二日～永禄七年二月七日迄の約半年間の義輝近臣衆の状況を示していることを指摘するに止めたい。

九、関連系図と輝季の一族

次に輝季に関連する諸系図を検討したい。千秋家の関連系図を纏めた別表3の①～⑤の内でも、輝季を記載するものは僅かに②に一種類しかない。拙稿で述べた様に『系図纂要』の輝季の尻付記事「左将監 元亀元年六ノ十八従五上刑部少輔 同四年三ノ 討死」については、編年史料集の記事に対応しているが、輝季の討死が本来元亀四年二月二十九日であるのに対し【38・39】、三月の討死となっているのは『歴名土代』の輝季の記事【12】が『系図纂要』に採用されたものと考えられる。晴季・輝季の家族親族構成と人脈については主に拙稿を参照願いたい、そこで考

表3 千秋輝季関連諸系図

清原氏	平野氏	吉田氏	千秋氏
<p>⑫ 「系図纂要」 清原氏</p> <p>⑪ 舟橋家譜 〔大日本史料〕十・十三所収</p>	<p>⑩ 「尊卑分脈」 清原氏</p> <p>⑨ 「卜部家系譜」 〔神道大系〕所収</p> <p>⑧ 「尊卑分脈」 卜部平野氏</p>	<p>⑦ 「卜部家系譜」 〔神道大系〕所収</p> <p>⑥ 「尊卑分脈」 卜部吉田氏</p>	<p>⑤ 「熱田大宮司千秋家譜」 〔熱田神宮文書千秋家文書下巻〕所収</p> <p>④ 「熱田大宮司千秋家譜」 〔熱田神宮文書千秋家文書下巻〕所収</p> <p>③ 「系図纂要」 藤原氏 千秋 2</p> <p>② 「系図纂要」 藤原氏 千秋 1</p> <p>① 「尊卑分脈」 藤原氏 千秋</p>
<p>宣賢</p> <p>兼右 兼右 長治</p> <p>本業賢 本頼賢 国賢 船橋秀賢 (以下略)</p>	<p>宣賢</p> <p>兼右 兼右 長治 女子</p> <p>兼右 兼右 長治 女子</p> <p>(千秋刑部室)</p>	<p>宣賢</p> <p>兼右 兼右 梵舜</p> <p>兼見略</p>	<p>高季</p> <p>高季 高季 高季 高季</p> <p>晴範 晴範 晴範 晴範</p> <p>季平 季光略</p>

察した千秋晴季・輝季関連の諸系図に更に中御門・山科・上泉・壬生氏等の系図及び諸史料を追加し一族関係をより広範に示した(表3・4)。それを基礎に同時代史料を用いて輝季と一族の関係・交流を諸史料から確認したい。

平野家・上泉(大胡)家との関係

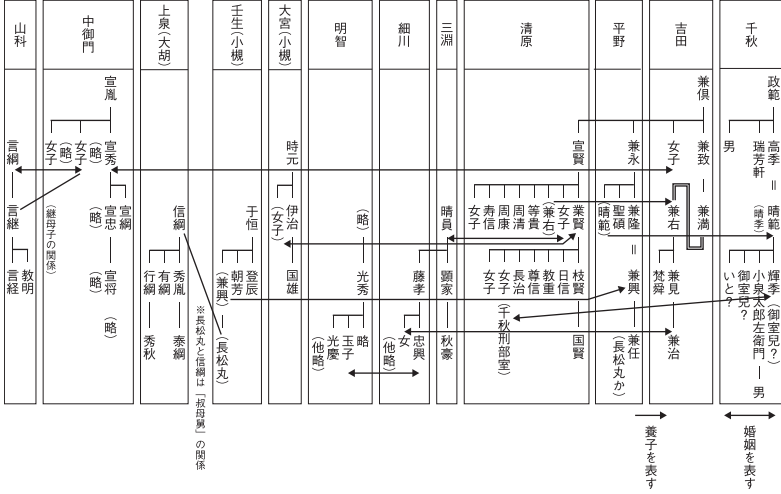
千秋晴季の実家平野家は壬生官務家から養子として入った兼興が違乱を起こすと(拙稿・表4)、兼興の子長松丸が「叔母舅」である上洛中の「大胡武蔵守」即ち上泉信綱を頼っている(表

細川・三淵・明智・平野・小槻・上泉・中御門・山科 各氏							
②1	②0	①9	①8	①7	①6	①5	①4
〔尊卑分脈〕 山科氏	〔尊卑分脈〕 中御門氏	〔上泉系図〕（「前橋市史」二卷）所収	〔系図纂要〕 壬生氏（小槻）	〔系図纂要〕 大宮氏（小槻）	〔寛政重修家譜〕 平野氏	〔系図纂要〕 明智氏	〔寛政重修家譜〕 三淵氏
①3	①4	①5	①6	①7	①8	①9	②0
〔系図纂要〕 細川氏	〔寛政重修家譜〕 三淵氏	〔系図纂要〕 明智氏	〔寛政重修家譜〕 平野氏	〔系図纂要〕 大宮氏（小槻）	〔系図纂要〕 壬生氏（小槻）	〔上泉系図〕（「前橋市史」二卷）所収	〔尊卑分脈〕 中御門氏
宣胤	宣秀 宣忠 宣将	宣胤 宣秀 宣忠 宣将	宣胤 宣秀 宣忠 宣将	宣胤 宣秀 宣忠 宣将	宣胤 宣秀 宣忠 宣将	宣胤 宣秀 宣忠 宣将	宣胤 宣秀 宣忠 宣将
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
藤孝	藤孝	藤孝	藤孝	藤孝	藤孝	藤孝	藤孝
（他）女 忠興	（他）女 忠興	（他）女 忠興	（他）女 忠興	（他）女 忠興	（他）女 忠興	（他）女 忠興	（他）女 忠興

（ ）内は筆者の注。

4③。諸田氏によると、信綱の子秀胤に兼興の妹が嫁いだが早逝したという。³⁹⁾輝季と信綱は、同時の官位奏請⁴⁰⁾【11】や信綱・輝季・鈴木による兵法演武【13・15】猿楽見物【14】等の協力・交流が見られるが、両者の接点は、千秋輝季の実家でもあり上泉家の姻戚でもある平野家を介する遠縁関係と平野社務に関する問題（拙稿・表4③）、更に信綱、晴季・輝季父子共に交流のあった山科言継という共通の人脈が挙げられる。この接点は両者の交流を考察する上で前提として知る

表4 千秋輝季親族関係略系図



※表3や拙稿(注3論文)の「千秋晴季(晴範・月斎)一族関係図」を基礎に諸史料・考察を加えて作成。

① 千秋晴季の子「御室兒」(一)は本論に示した様に晴季の子と考える。輝季本人とも兄弟とも可能性があり併記した。

② 大宮時元の娘は「系図纂要」小槻宿禰姓」に記載されないが、「舟橋家譜」(大日本史料)第十編の十三所収)の枝實尻付「母、左大史時元女」に拠った。

③ 平野兼興と長松丸の父子関係は「平野社務長松謹言上略」拙者又御下知等盜採」(京都御所東山御文庫記録)や「著婆宮内大輔兼、平野社務長松丸申伏持兼、同大胡武藏守叔母舅也添状有之、父卜兼興犯気時々儀、社頭如無之間」(言繼卿記)永禄十二年一月十五日条「叔母舅也」原本割注)共に「大日本史料第十編」(一)永禄十二年正月十五日条「京都平野社務吉田長松丸、父兼興ヲ訴フ」の項参照のこと。

更に「同大胡武藏守叔母舅也添状有之」から平野長松丸の叔母の舅が大胡武藏守(上泉武蔵守信綱)であると考ええる。尚、長松丸の叔母が信綱の子の何れに嫁いだかは疑問が残る。諸田氏は「天文十五六年の頃」として「秀胤京都平野社大祝吉田兼興未妹を娶る」(注7諸田氏書籍五九頁)とし、また「天文末年頃の二回目の上洛時であろうか(略)平野神社の宮司吉田兼興の未妹を娶っている」(同書四四九頁)と記す。典拠は右記の「叔母舅也」の記録と、「上泉口碑」の「なんでも最初の嫁さんは、京都から来たお姫さんであった」という伝承になっている(同書三九二～三頁)による。

諸田氏は述べないが、平野兼興は小槻于恒の子で平野兼隆の猶子「ゆづり」(「お湯殿の上日記)であった者が「兼隆子孫なく」(平野社再興縁起)という状況で、社務退転の場合は兼隆兄弟(寿命院・千秋晴季等)へ職を返上する約束の上で平野社預母となりながら、社務退転・訴訟沙汰を起した人物である(拙稿)。すると長松丸の叔母は「平野兼隆の息女(兼興の義妹)か小槻于恒の息女(兼興の実妹)、不詳ながら兼興の妻の妹(長松丸の母方の叔母)何れかと考えられるが、諸系図にはそれらしき人物が見当たらない。

④ 小槻于恒の子「朝芳については「実于恒二男」(「系図纂要」)の尻付記事による。兼興が朝芳の弟であることは拙稿参照。

⑤ 中御門宣秀と吉田兼俱息女との婚姻関係は、「卜部家系譜」の兼俱息女「従一位宣秀脚室宣治脚母」や宣綱尻付「母イニ位兼俱脚室」(「尊卑分脈」)など。

⑥ 中御門宣胤息女と山科言綱の婚姻に関しては宣胤息女「女子」尻付「権中 言綱脚室」(「尊卑分脈」)に拠る。言繼尻付「母女孀」(「尊卑分脈」)とあり言繼の母は中御門氏ではない。よって継母子の関係となる。

べきであり、単純に兵法家同士が兵法を通じて知り合い交流する状況とは異なる様である。

吉田家・中御門家・清原家との関係

後に輝季の父晴季（月齋）を扶助した吉田家との関係では、吉田兼見の石清水八幡宮清祓での協力【17】、輝季・清原国賢の吉田兼右訪問の他【19】、その他にも交流【27・33・35】が見られる。

吉田兼俱の息女を妻に迎えた中御門家は中御門宣忠と千秋晴季が従兄弟に、宣将と輝季が再従兄弟に当たり、中御門氏と千秋次郎の言継邸訪問【6】、中御門氏の申次による輝季と上泉信綱の官位奏請と輝季の従五位上・刑部少輔勅許【11】中御門氏・輝季等と言継の交流【6・18】等が挙げられる。清原家との関係を見ると、吉田兼俱の第三子が清原宣賢であり、宣賢は輝季の実祖父平野兼永の弟であるので親戚となる。考察は後述するが清原業賢息女が千秋家に嫁ぎ血縁関係の上に婚姻関係も結んでいる。輝季と清原国賢の交流は「国賢卿記（抄）」の元亀二年五月～八月という短期間の限られた記録の中でも頻繁な交流が伺える【20～34】。また幕府奉公衆として活躍した三淵氏も清原家を介して親戚に当たり交流が見られ【28・30・33】、前述した様に清原家庶流の清四郎の子・飯川秋共は輝季と同じく三番衆として義昭に仕えている。

明智家との関係

明智光秀の娘・玉と細川藤孝の子・忠興が天正六年に結婚したことから、細川藤孝母の実家・清原家を介して千秋家と明智家は遠縁となるが、両家の婚儀以前に輝季は討死している【38・39】。『兼見卿記』では本能寺の変前後に千秋月齋（晴季）の記録がなく、十一月になって細川氏領国丹後より突如上洛して後、吉田郷にて「堪忍」しており（拙稿）、明智光秀との何らかの関係を反映したものと考えられる。光秀と輝季との関係は、染谷氏が述べる様に義昭奉公衆の一部が台頭する光秀に従属していくという大枠の流れは知られているが、個別に輝季に注目すると光秀と輝季

との交流は既に元龜二年頃に見られ【20・31】、人脈においても千秋家と吉田・清原・細川各家との親戚関係もあるので輝季一族と光秀との特別な関係を新たに指摘できる。

以上、晴季同様に吉田兼俱の血脈に連なる親戚関係と公家衆との関わり、奉公衆等幕臣との繋がりが輝季の人脈の重きをなしていたと言えよう。⁽⁴³⁾

十、「千秋刑部室」について

一連の考察を踏まえて、千秋家へ嫁いだ清原業賢息女について考察したい。「舟橋家譜」(表3⑩)の清原業賢息女(第六子・長女)には「千秋刑部室、別離之後、早世」と注記されている。⁽⁴⁴⁾系図を見ても判る様に、晴季と業賢は従兄弟の関係、輝季と業賢息女は再従兄妹(再従姉弟)の関係である。業賢息女の夫は「千秋刑部」とあり実名が判明せず、晴季・輝季共に刑部少輔に任官しているので人物を特定する必要がある。「大日本史料」ではその「千秋刑部」を晴範と比定し、金子拓氏は業賢息女の夫を輝季と比定しているが、その根拠に関する論述は見受けられない。業賢が従兄弟である晴季に息女を嫁がせるとは世代的には考えにくいものの、従兄弟の年齢差は一樣ではない。よって前述の別表1より関係者の生没年・動向を傍証として「千秋刑部室」(以下、刑部室)の生没年そして晴季・輝季何れに嫁いだのかを再検討する。

「舟橋家譜」(表3⑩)に注目すると宣賢の子は業賢・女子・兼右と続く様に男女関係なく誕生順に記載された様である。すると刑部室は、長男枝賢はじめ五人の男子に続く六番目の子として誕生したことが類推される。兄妹の年齢が刑部室の年齢の参考となるが、清原家で年齢が判明するのは、刑部室の父・業賢、長兄枝賢とその子国賢、没年の

み判明するのが刑部室のすぐ上の兄・平野長治（尾張国津島の平野氏）で、その三男で賤ヶ岳七本鎧として有名な平野長泰は生没年が判明している。^④業賢の二男日信、四男尊信、刑部室の妹・今中氏室は生没年不詳、三男教重は生没年不詳ながら官途が知られる。長治・今中氏室の年齢が不明の為に刑部室の年齢を特定できないが傍証を重ねてみたい。

慶長十一年に没した平野長治の享年は判明せず生年を特定できないが、枝賢等兄の動向や子息・長泰の生年から長治の生年もある程度推測できる。生年の大凡の上限を例①下限を例②と仮定して推論を進めたい。例①は父・業賢三十二歳、長兄枝賢が十一歳の時の誕生であり、正室・側室の存在も含めた業賢の家族関係は不明ながら、枝賢が十一歳でその後に日信・教重・尊信と続いて長治の誕生となることからほぼ上限ではなからうか。また例②については長治が二十一歳の時に三男長泰が誕生したことになり、このあたりが下限となろう。すると漠然とではあるが長治は大凡享祿年間〜天文八年頃の出生と考えられよう。長治の兄・教重が年齢不詳ながら天文十九年に叙爵しており、嫡男枝賢の叙爵が十六歳であったことから、仮に兄に遅れて二十歳の叙爵と考えた場合は、長治の生年は天文年間以降を妥当とすべきであろう。

以上の推測をもとに長治の妹・刑部室の誕生年を考えてみたい。「刑部室」の確実な史料はその尻付記事である「千秋刑部室、別離之後、早世」のみである。例えば十五歳前後と考えられる晴季が叙爵した大永三年は長兄・清原枝賢が四歳であり、この後四人の男子が続き刑部室が生まれ更に今中氏室が誕生したとすると、晴季と刑部室には一世代の年齢差があったと考えられる。そして兄・長治の誕生が享祿年間〜天文八年頃と考えると、その妹「刑部室」の誕生も大凡天文年間と考えて良さそうである。天文年間のいつ頃の誕生であるかについては特定が難しいもの、後述する様に「別離之後、早世」の「別離」を輝季の討死と考え、輝季が討死した元龜四年（天正元年）より後に逝去したとすると、その時点である程度若かった様である。あくまで参考として刑部室の推測年齢を①〜③例（輝季の①）

③に対応)に挙げた。「早世」の定義は難しいものの態々注記する程であるから、「刑部室」が天正元年以降に逝去したとして例①が大凡上限とみてよいのではなからうか。例③以降の誕生については業賢が晩年在国する機会が増えていくこと、刑部室の下に妹がいることも考ええると、時代が下がるに連れて可能性が低くなる様に思われるが特定はできない。推測の域ながら、「早世」の文字に注目すると、漠然とはあるが「刑部室」は輝季と同世代の出生と考えられ、或いは更に生年が下る可能性もあると言えよう。

次に晴季室の記事から「刑部室」について考察を加える。晴季(月齋)室は実名不詳ながら、天文十九年(一五五〇)に「女房衆」としてその存在が知られ、月齋死没の天正十二年(一五八三)には月齋後室が活動していることは確実であり、千秋晴季は大永三年(一五二三)には「千秋将監藤晴季」として叙爵している(拙稿)。既に元服している大永三年から天文十九年の間でも二十七年間あるからこの間に結婚し、天文十九年には「女房衆」が記録され、天正十二年に「後室」と記された。天文十九年から天正十二年の間でも三十三年間ある。勿論天文十九年の「女房」と「後室」が同一人物と仮定してのことであるが、もし刑部室が晴季室であれば、「早世」(早逝)とは書かれないであろう。この視点からも刑部室の夫は輝季と考える。

最後に「別離之後、早世」に注目したい。千秋輝季は三十歳前後で討死したものと考えられるが、刑部室が輝季と同世代或いは年下であったと考えると、輝季と死別の後に逝去すれば「早世」と注記されることに整合性がある。「別離」については離婚とも死別とも考えられ、⁴⁸⁾何れの解釈が妥当であろうか。清原国賢の元龜二年の記録『国賢卿記』には国賢と輝季の頻繁な交流が記録される【20～34】。残念ながら以後の記録を欠くが、元龜三年二月の吉田家での祭祀では輝季・国賢も共に参列し、特に往来は同道している様に見受けられる【36・37】から、恐らく元龜四年の輝季の討死までその関係は良好であったと考えられる。天正十二年(一五八四)三月に晴季(月齋)は一時滞在先の清

原家で病没するが（拙稿）、輝季と国賢の親密な交流、晴季が晩年に至っても清原氏と交流を保ったことを考えると、両家の交流から「別離」は輝季と刑部室との離婚とは考えにくく、輝季の討死による死別と考えるべきであろう。輝季が三十歳前後で討死した後、輝季夫人もまた若くして世を去った様である。⁴⁹

十一、おわりに

以上、編年史料集の人物比定に始まり、輝季の官位、実名及び偏諱、幕府での役職、系図や家族・一族との関係を明らかにしてきた。輝季は父・晴季同様公私共に一族関係を基盤として公家・武家社会に人脈を広げ、足利義輝・義昭二代に亘り申次・節朔衆・奉公衆として仕えたことを本稿で述べた。義輝・義昭期の人事異同や中御門氏を通じての官位奏請等、輝季の人物研究の結果を室町幕府末期の奉公衆体制を考える上での様に位置づけるかは今後の課題となろう。多くの推論を重ねる始末となったが、輝季の伝記的研究を行うに当たり個別に考察しておくべき点について論述した。本稿を輝季の基礎的研究とし、明智光秀・上泉信綱との関係も含め編年史料を基礎とした別稿を記すことで、熱田大宮司一門として足利將軍家へ仕えた千秋刑部少輔家最後の当主・千秋輝季の動向を更に明らかにしたい。

- (1) 藤本元啓氏「室町幕府と熱田大宮司家」『中世熱田社の構造と展開』(続群書類従完成会、平成十五年) 所収。
- (2) 染谷光廣氏「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆の關係について」『織田政権の研究』(吉川弘文館、昭和六十年) 所収。
- (3) 伊藤信吉「室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋晴季(月齋) について―千秋氏と平野・吉田両ト部氏との關係について―」『神道史研究 五十八巻二号 熱田神宮御創祀千九百年記念大会 特輯 熱田神宮の研究』(平成二十二年) 所収。
- (4) 福田豊彦氏「室町幕府と国人一揆」(吉川弘文館、平成七年)、西島太郎氏「戦国期室町幕府と在地領主」(八木書店、平成十八年)、吉田賢司氏「室町幕府軍制の構造と展開」(吉川弘文館、平成二十二年)、等が奉公衆全体を論じた研究となっており、奉公衆の各人物研究の状況は西島氏書籍の「序」に詳しい。
- (5) 奉公衆を中心に足利義昭政権を考察した川元奈々氏(將軍足利義昭期における幕府構造の研究―奉公衆を中心として―)『織田研究十二号』所収・平成二十二年)、織田権力の京都支配という視点から織田氏と室町幕臣との關係を論じた木下昌規氏(『織田権力の京都支配』(戦国史研究会編『織田権力の領域支配』所収 岩田書院、平成二十三年) 等の研究があり、義昭期の幕臣と織田家との関わりを知る上で重要である。川元氏は千秋晴季(月齋)・輝季父子への言及はなく、木下氏は義昭追放後の幕臣の動向を纏める中で千秋月齋を千秋晴季と推測して、月齋の在京につき記載がある。尚、晴季と月齋が同一人物であることの考証は拙稿を参照願いたい。
- (6) 金子拓氏「室町幕府最末期の奉公衆三淵藤英」『東京大学史料編纂所研究紀要 第十二号』(平成十四年) 所収。
- (7) 『言継卿記』の記録から上泉信綱の演武相手として「千秋刑部」が知られていた(前橋市史編さん委員会編『前橋市史 第一巻』前橋市、昭和四十六年)。諸田政治氏は口頭伝承を根拠に信綱の演武相手「千秋刑部」を塚原卜伝の推挙した室町御所兵法師範と推測しているが(諸田政治氏『上毛剣術史 中 剣聖上泉信綱詳伝』(煥乎堂、昭和五十九年) 三七一―三七二頁)。

「千秋刑部」とは奉公衆・千秋輝季のことであり「室町御所兵法師範」であった史料は見当たらない。魚住孝至氏は「千秋刑部」が従五位上・藤原輝季であったことを指摘するに止まる。(魚住孝至氏「上泉武蔵守信綱研究覚書」『武道・スポーツ科学研究所年報 十七号』平成二十三年度) 兵法史の諸研究では輝季の実像は正確に把握されているとは言い難い。

(8) 湯川敏治氏編『歴名土代』(統群書類従完成会、平成八年)。その人名索引でも「輝秀」は叙爵以後の記録はなく「輝季」は従五位上の記録があり叙爵の記録がない。

(9) 今谷明氏「『東山殿時代大名様附』について」(『室町幕府解体過程の研究』所収 岩波書店、昭和六十年、初出昭和五十五年)で紹介された「貞助記詰衆五番組」を示す。

(10) 前掲(1) 書籍所収「藤原姓熱田大宮司家の成立と平治の乱」(初出 平成三年)

(11) 前掲(1) 書籍所収「熱田社道家系図の諸問題」(初出 平成四年) 藤本氏は「熱田大宮司千秋家譜」では脱漏する経季を同家譜の尻付記事で補填しており、その点は留意すべきである。

(12) 「晴季」の名の初見は大永三年(二五三三)の叙爵である。養父・千秋高季は天文三年(二五三四)に伊豆へ下向していたこと、加賀国熊坂荘を巡って千秋家と本願寺が交渉を繰り返す中、天文九年(一五四〇)に高季(入道本誓)が本願寺と贈答を行っている(拙稿)。よって養父・高季は「晴季」の名乗を知らないはずはない。養父・高季によって足利義晴の晴の偏諱に「範」ではなく「季」を合わせて「晴季」と名付けられたと考えるが、高季の動向については改めて別稿を記したい。

(13) 黒板勝美・国史大系編集会編『国史大系 五十五 公卿補任 第三篇』「天文十七年」の項、橋本政宣氏編『公家事典』(吉川弘文館、平成二十二年)の「閑院流今出川」・「晴季」の項を参照。

(14) 越前守護斯波高経の子・義種と千秋経季の姉妹の子が斯波満種であること、千秋刑部少輔家が義満以降の歴代將軍の偏諱を拝領していることは松原信行氏『越前朝倉氏の研究』(三秀舎、平成二十年)「第三節 越前中原の国衆」に指摘がある。(越前室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋輝季について(伊藤)

前千秋氏・越前守護斯波氏に関しては、青木豊昭氏・谷口雄太氏にご教示を頂いた。よって千秋経季の経の字は足利一門・越前守護の斯波高経の偏諱であろう。ただ注(11)の如く、経季の考察については特別の留意が必要である。

(15) 足利將軍の公家衆・大名への偏諱授与については、二木謙一氏『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、昭和六十年)を参照。

(16) 注(13)『公卿補任』天文二十三年・足利義輝項の「二月十二日改義藤為義輝」による。

(17) 山田康弘氏「足利將軍直臣としての細川幽齋」森正人氏・鈴木元氏編『細川幽齋 戦塵の中の学芸』(笠間書院、平成二十二年)年)

(18) 細川涼一氏『逸脱の日本中世』第二章 中世寺院の稚児と男色」(JICC出版局、平成五年)

(19) 「千秋刑部少輔夜に入来、見参、只今御城より帰、云々、明曉又可入城、北隣女房衆之事頼人之由候了」『史料纂集 言継卿記』天文十九年十一月十八日条

(20) 横井清氏「中世民衆史における『十五歳』の意味について」『中世民衆の生活文化』(東京大学出版会、昭和五十年)所収。他にも藤木久志氏「戦国の子どもの成人」(『戦国史研究 五十六号』所収 平成二十年)に拠ると、多門院英俊が近仕する少年が十五歳になると刀等を与えて改名させた「刀指の祝い」の例、北条氏による村々への動員の下限年齢が十五歳であった例等、例外はあるものの十五〜十七歳からが軍事を担う年齢であったと指摘し、女兒もまた十五歳が成人の大きな目安であったという。

(21) 前掲(18)論文

(22) 『室町家日記別録』は西尾市岩瀬文庫所蔵『室町家日記』の内の一冊。

(23) 二木謙一氏「室町幕府御相伴衆」(初出昭和五十四年)前掲注(15)『中世武家儀礼の研究』所収。

(24) 福田豊彦氏「室町幕府の奉公衆体制」(前掲注(4)『室町幕府と国人一揆』所収、初出昭和六十三年)に二木謙一氏によ

ると、これは將軍義晴・義輝二代に仕えた大館晴光の記であるから、天文二十一年（一五五二）～永禄二年（一五九九）の間に限定できる」という。

(25) 木下聡氏「『室町幕府申次覚書写』について」『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一一―一三』（平成二十四年）所収。

(26) 念の為に晴季の天文末年頃の動向を示しておく、天文二十二年八月に義輝が近江朽木谷へ移った後も『言継卿記』に晴季の記事が散見し、言継邸の近所「金山天王寺」辺りを宿所としている（拙稿）ことから義輝のもとを離れて一時的にでも京都に滞在・居住していたこと、弘治二年一月～永禄元年四月の間に剃髪しておりこれを致仕したと考えられること、この二点から仮に『別録』が天文末年以降の歴名であった場合の晴季が記載されなかった理由と考える。

(27) 注（9）今谷氏論文。

(28) この時の走衆は小林民部少輔・安威兵部少輔・安東藏人・進士源十郎・石谷兵部大輔・初井兵部少輔の六名で、初井は『別記』「貞助記」共に記録される「初井兵部丞」の昇進後と考えられ、進士源十郎以外の名字官途は一致している（「三好筑前守義長朝臣亭江御成之記」『群書類従 第二十二』所収）。

(29) 該当史料は長節子氏論文「所謂『永禄六年諸役人付』（『史学文学』第四卷一号（昭和三十八年））では永禄八年～十年の間の歴名とされ、黒嶋敏氏「光源院殿御代当参衆并足軽以下衆覚」を読む―足利義昭の政権構想―」（『東京大学史料編纂所研究紀要 十四』平成十六年）では更に特定されて永禄十年二月～十一年五月の歴名で、越前滞在中の義昭の政権構想が反映されているという。

(30) 小川剛生氏「細川幽斎一人と時代」前掲注（17）『細川幽斎 戦塵の中の学芸』

(31) 『群書類従 二十二』所収「長禄二年以来申次記」

(32) 『群書類従 二十二』所収「年中定例記」

室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋輝季について（伊藤）

- (33) 二木謙一氏「室町幕府の格式と栄典授与」前掲注(15)『中世武家儀礼の研究』所収。
- (34) 木下聡氏「二階堂政行と撰津政親」阿部猛氏編『中世政治史の研究』(日本史料研究会、平成二十二年)所収。
- (35) 西島太郎氏「星野氏と天羽衣―室町期大嘗会における三河国―」『愛知県史研究 十一号』(平成十九年)
- (36) 星野加奈氏「熱田大宮司星野氏の研究」『皇學館史學 二十七号』(平成二十四年)
- (37) 前掲注(25) 論文
- (38) 前掲注(29) 長氏論文、黒嶋氏論文。
- (39) 前掲(7) 諸田氏著書四四九頁「上泉伊勢守秀胤(信綱嫡男)」の項。
- (40) 『続群書類聚 補遺三 お湯殿の上日記 七』では「かめい^{上泉}つみ」と人物比定がなされている。
- (41) 山本武夫氏校訂・『史料纂集 慶長日軒録 第二』所収「国賢卿記(抄)」に拠った。輝季・国賢の交流は注(6)金子氏論文参照。
- (42) 前掲(2) 染谷氏論文
- (43) 日向志保氏は、室町期の伏見宮家の連歌会がほぼ同様の参加者で定期的に行われていたことを、伏見宮家を主家とするイエ集団の共同性を見出した榎原雅治氏の指摘を援用し、天文十四年に清原業賢・枝賢・三淵晴員・藤英・山科言繼・吉田兼右・一色式部少輔・千秋刑部少輔等ほぼ同じ参加者で十一回の蹴鞠会を催していることも、これら諸家がイエ集団として存在しその交流を深める場であったと指摘する。(日向志保氏「ガラシャ改宗後の清原マリアについて」『織豊期研究 十三号』所収。平成二十三年)尚、天文十四年の千秋刑部少輔は輝季の父晴季であり、千秋輝季と清原国賢(枝賢の子)や山科言経(言繼の子)の交流を考えると、この人脈もまた次世代に後継されたと言える。
- (44) 「舟橋家譜」『大日本史料第十編之十三』所収。

- (45) 前掲注(44)「舟橋家譜」では「女子 千秋刑部室、別離之後、早世」と業賢息女を千秋晴範(晴季)と比定している。
- (46) 前掲注(6) 金子氏論文
- (47) 田原本町史編さん委員会『田原本町史 本文編』(田原本町、昭和六十一年)第二章第一節「平野氏の出自と長泰」、同編『田原本町史 史料編第一巻』(田原本町、昭和六十三年)所収「寛政重修家譜」に「長泰(中略)寛永五年五月七日死す。年七十」とある。
- (48) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』に拠ると、「別離」は「別れること。遠く離れること。別れ。離別。」とあり、「離別」は「①人と別れること。別離。」②夫婦の関係を絶つこと。離縁。」とある。②の用例は「離別」が二例「りべつ」が一例であり、別離と使用した例は記述されない。同じく「別れ」は「①ある人から離れて立ち去ること。別離。」②死別すること」として『古今和歌集』・『源氏物語』・『宇治拾遺物語』の用例を挙げている。「別れ」の特に強調する所の意味が夫婦であれば離縁となり、生死に関われば死別となるが、古くから「別れ」は特に死別を表す言葉であったことに注目しておきたい。
- (49) 十六世紀頃の語彙を収録する『日葡辞書』(土井忠生氏ほか編『邦訳 日葡辞書』岩波書店、昭和五十五年)の「早世」の項に「世を早う去る」「若くして死ぬこと、または、早く死ぬこと」とある。

【付記】

本論は平成二十四年八月二十七日に松尾大社で開催された神社史料研究会サマーセミナーでの口頭発表をもとに執筆した。神社史料研究会並びに本稿の掲載許可を頂いた皇學館大学人文学会の関係者の皆様方、また御教示・御助言を賜りました皆様感謝し厚くお礼申し上げます。

室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋輝季について(伊藤)

千秋輝季編年史料集

番号	年号	年月日	名称	記事／史料／典拠
1	永禄	元年（二五五八） 七月十一日	御室之兒	奉公千秋子の御室之兒、伏見殿愛席に列す。（奉公千秋子、原本では割注） 伏見殿へ父子參、（略）申下刻御盃始、御人數、李部土、若宮、（略）、青連院御兒、（略）御室之兒奉公衆千秋子、伺候也
2	永禄	元年 十二月十七日	藤輝秀	藤原輝秀（千秋輝季か）從五位下に叙さる。 藤輝秀、同元・十二・二十七
3	永禄	二、四年	千秋次郎	千秋次郎、義輝二番衆を勤む。 二番（略）千秋次郎
4	永禄	二年（二五五九） 十月十三日	節朔衆千秋	山科言繼、武家父子祝に參賀。奉公衆等御供中に節朔衆千秋氏あり。 暮々広橋並相令同道武家へ參、御家之間各奉公衆被參（略）申次荒川治部少輔（略）節朔衆千秋（略）
5	永禄	四年（一五六一）	千秋次郎	千秋次郎、三好亭御成に參列する。 一番御供衆走來まで、二番御供衆御部屋申次衆攻衆。三番御供衆上池院。四番右筆方。五番御部屋衆申次。攻衆。是は臺之御通也。千秋次郎左へおさめられ候へど。依無案内臺取不申退出也。已後上民あげられ申候也。 中御門、千秋次郎、言繼を訪問し、言経瓜を振る舞う。 中御門、千秋次郎被來、倉部瓜振舞了
6	永禄	六年（一五六三） 七月十二日	千秋次郎	千秋左近將監輝秀（輝季）、義輝申次を勤む。 申次（略）千秋左近將監輝秀
7	永禄	六・七年	千秋左近將監輝秀	山科言繼ら武家參賀。申次衆・千秋輝季も同席す。 武家に參、（略）御供衆（略）千秋左近
8	永禄	七年（一五六四） 六月一日	千秋左近	山科言繼、輝季等梨門に於いて具を見物す。 梨門へ參、同具御一覽御望之間召寄了（略）千秋左近
9	永禄	八年（一五六五） 二月二十四日	千秋左近	千秋輝季、月齋父子とその親族飯川秋共、義昭奉公衆三番衆に編制される。 三番（略）千秋左近將監飯川治部少輔秋共（略）千秋月齋
10	永禄	八年八月六日、 十一月十五日 の間	千秋左近將監	千秋輝季、中御門氏申次にて從五位上加級と刑部少輔任官を奏請し勅許を賜う。上泉信綱は越階にて勅許せられず。 ほうこうのせんしゅうしゅうこい上のかきうときやうふと申。ちよつきよあり。中の御かと申つき。かめいつみは申やうおつかいて。ちよつなし。
11	元亀	元年（二五七〇） 六月十七日	ほうこうのせんしゅう	藤原輝季、從五位上に叙され同日刑部少輔に任ぜらる。元亀四年三月討死。
12	元亀	元年 六月十八日	千秋藤輝季	千秋藤輝季。元亀元・六・十八、同日刑部少輔。同四・三・討死
13	元亀	元年 八月十日	千秋刑部少輔	千秋輝季と大胡武蔵守、梨門に參じ兵法を披講す。 梨門へ御殿乞に參、御盃被下之、御約束之小き錫杖被下之、次千秋刑部少輔、大胡武蔵守參、へいはう被御覽了

28	元亀	二年 六月二十七日	千刑	千刑令同道三弥へ行、次三弥令同道行上佐、三弥晚齋可振舞之由云了、即各令同道又行三弥、及黄昏帰宅	国
27	元亀	二年 六月二十五日	千刑	清原国賢、千秋輝季を伴い三淵秋蒙を訪ねる。 千刑令同道吉田へ行、及晚帰宅	国
26	元亀	二年 六月二十四日	千刑少	千秋輝季、清原国賢を訪ねる。 千刑少来	国
25	元亀	二年 六月九日	千刑	千秋輝季、清原国賢を訪ねる。 千刑来臨	国
24	元亀	二年 五月二十八日	千刑	京治・飯治・千刑・上佐二朝飯有之。 千秋輝季、清原国賢・飯川秋共・達と会食する。	国
23	元亀	二年 五月十九日	千刑	清原国賢、千秋輝季と共に光源院殿（足利義輝）追善を拝観す。 光源院殿御追善、於相国寺陸坐拈香有之、千刑令同心見物二行、次御成主君香、直垂立烏帽子、御輿、御伴衆細右・上佐	国
22	元亀	二年 五月十二日	千刑少	喝食御乳等相伴、千刑少下向 千秋輝季、下向す。	国
21	元亀	二年 五月十日	千刑	蓋屋、上佐中間向人葺屋二雇之、千刑・吉侍一人中間小者手伝之	国
20	元亀	二年 五月九日	千刑	千秋輝季、配下の小者、屋根を葺く。 次千刑従志賀来	国
19	元亀	二年 一月二十二日	千秋刑部	家君御帰宅、清少納言・千秋刑部来り	兼
18	元亀	二年（一五七） 一月十三日	千秋刑部少輔	清原国賢・千秋刑部輝季、明智光秀見舞から帰宅の吉田兼右を訪ねる。 中御門、畠山次郎、千秋刑部少輔、速水彦太郎、仏師兵部卿等来談、音曲等有之、	言
17	元亀	元年 十二月二十三日	千秋刑部	輝季、中御門、畠山、速水、言継、雑談のち音曲を奏す。 清敏之當日誓固之事申入武家御所之処、細川秋共・清原国賢・千秋輝季・盛方院吉田浄勝ら吉田兼見を訪ねる。 盛方院来り、	兼
16	元亀	元年 十一月二十九日	千秋刑部少輔	石清水八幡宮清敏警護につき、飯川秋共・清原国賢・千秋輝季・盛方院吉田浄勝ら吉田兼見を訪ねる。 清敏之當日誓固之事申入武家御所之処、細川秋共・清原国賢・千秋輝季・盛方院吉田浄勝ら吉田兼見を訪ねる。 包遣之	言
15	元亀	元年 八月十九日	千秋	輝季、山科言継に愛洲栗を所望す。言継これを進呈す。 次各令同道帰宅了、於路次太秦真珠院へ立寄、酒有之、千秋、大胡、鈴木ら兵法を披露して言継等見物する。	言
14	元亀	元年 八月十八日	千秋刑部少輔	山科言継、大胡武蔵守、輝季を連れて猿楽を見物す。 千秋刑部少輔、大胡武蔵守、鈴木、等来、令同道葉室へ罷向、先小漬有之、次於御堂猿楽五番有之、各見物罷向	言

室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋輝季について（伊藤）

29	元亀	二年 六月二十九日	千刑	清原国賢、千秋輝季を伴い、賀茂にて能見物をす。 千刑・令同道賀茂へ能見物・三行、四番果帰。 清原国賢、千秋輝季を伴い、三淵藤英の母を訪ねる。 千刑・令同道三大母儀許へ行、他出、次行継母所、客来云。	国
30	元亀	二年 七月一日	千刑	清原国賢、千秋輝季を伴い、近江志賀の明智光秀を訪ねる。 千刑・令同道至江州、志賀城登山、明十兵出京之由、於路次離間及兼故、一宿覺悟故下向、及晚明十兵帰城、日晚之間内二見舞二来之由、以千刑来向云、今夜不对面。 清原国賢、明智光秀に面会。	国
31	元亀	二年 七月三日	千刑	明十兵又出京候旨、大手口へ出向、一礼、次予上落、直二吉田へ参(略)	国
32	元亀	二年 七月四日		三淵藤英・吉田侍従・千秋輝季・寿命院ら清原国賢を訪ねる。 三和・吉侍・千刑・寿命来臨、暫雑談。	国
33	元亀	二年 八月十五日	千刑	清原国賢、千秋輝季・小文を伴い、店屋にて具足を見る。 千刑・小文令同道、店屋具足見之。	国
34	元亀	二年 八月二十二日	千刑	相国寺南豊軒周超・千秋輝季・寺内氏、吉田邸へ赴く。 南豊軒・千刑部・寺内来り。	国
35	元亀	三年(一五七二) 一月九日	千刑部	千秋輝季・清原国賢、吉田兼俱正忌参列の為、吉田家へ赴く。 神龍社参、御正月也、神龍院へ齋料申付了、千刑部・清少来。 千秋輝季・清原国賢、齋の後吉田郷より「帰京」す。	兼
36	元亀	三年 二月十九日	千刑部	清少・千刑、齋了帰京了。	兼
37	元亀	三年 二月二十日	千刑	明智光秀、近江国今堅田城を攻略す。この時千秋輝季討死。千秋月齋愁嘆絶入り、吉田兼見「不便の次第」と日記に記す。 明智至今堅田手遣、彼在城責落、悉明智討取云々、此時千秋刑部少輔討死了、月齋愁嘆絶入り了、不便の次第也、明智者数輩討死云々	兼
38	元亀	四年(一五七三) 二月二十九日	千刑刑部少輔	映庵(明智)光秀、堅田合戦討死の千秋刑部ら将士の霊供として、西教寺に米を供う。 千秋刑部 二月廿九日 一斗二升(他略)	兼
39	元亀	四年 五月二十四日	千秋刑部		西

史料略号、言、言経卿記、歴、「歴名在代」、貞、貞助記、三、三好筑前守善長朝臣季江御成之記、永、永禄六年諸役人付、滿、お湯殿の上日記、兼、「兼見卿記」、国、「国賢卿記」、西、「西教寺文書」